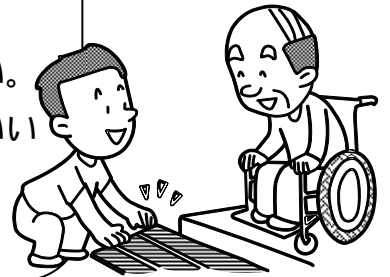


高齢者住宅改修訪問相談のご案内



高齢になり、階段の上り下りがつらい。
最近、ちょっとした段差につまずくようになった。
トイレ・浴室に手すりがほしい。
トイレを和式から洋式に替えたい。
もうすぐ退院するが、それまでに住宅改修したい。
介護保険を使って住宅改修したいがどうやっていいかわからない。
などの相談が増えています。



なごや福祉用具プラザでは、ご自宅に訪問し実際の住まいの状況を確認しながら、**改修のアドバイス**をする訪問相談を行っています。お気軽にご相談ください。

相談に費用はかかりません。

施工業者はご本人・ご家族でお決めください。

ケアマネジャーがいる方はケアマネジャーにご相談の上、お申し込みください。

なお、介護保険で住宅改修をするためには...

65歳以上で要介護・要支援認定を受けていることが必要です。

(40歳以上65歳未満の方も対象となる場合があります。ご相談ください。)

要介護・要支援認定を受けていない方は、申請をお住まいの区の区役所福祉課にしてください。

要支援1、2および要介護1～5に該当する方が対象となります。

住宅改修費の支給を受けるには、ケアマネジャー等が書く『理由書』が必要です。

ケアマネジャーのいない方は、なごや福祉用具プラザへその旨お伝えください。

病院に入院中や施設に入所中の方は原則として住宅改修費の支給が受けられません。

退院や退所が決まっていて、住宅改修の必要がある方は区役所福祉課または支所民生係に相談が必要です。

〒466-0015

名古屋市昭和区御器所通3丁目12-1

御器所ステーションビル3階

なごや福祉用具プラザ 住宅訪問相談担当

Tel 851-0051 Fax 851-0056